



令和 8 年 10 月 1 日
総合政策局運輸審議会審理室

「日本トランスオーシャン航空株式会社からの混雑空港 (大阪国際空港) 運航許可申請事案」に関する答申について

運輸審議会は、標記事案について許可することが適当である旨、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

令和 8 年 9 月 9 日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、許可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果は別紙のとおりです）。

審議における配付資料及び議事概要は以下の URL で公表予定です。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

○運輸審議会について

運輸審議会は、国土交通大臣の行う許認可等について諮問を受け、これに対して、各方面の意見を汲んだ上で公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会を除く審議は非公開で行いますが、配布資料及び議事概要については、答申後に運輸審議会のホームページにて公表する予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]	総合政策局運輸審議会審理室 日下、藤間 (直通) 03-5253-8810
[混雑空港運航許可申請に関する問合せ先]	航空局航空ネットワーク部航空事業課 中澤、高井 (代表) 03-5253-8111 (内線 48523, 48524) (直通) 03-5253-8705

事 案 番 号	令 8 第9002号
申 請 者	日本トランスオーシャン航空株式会社
事案の種類	混雑空港運航許可申請
事案の内容 (概要)	混雑空港 大阪国際空港
運輸審議会答申	許可することが適当

国 運 審 第 13 号
令和 8 年 10 月 1 日

国土交通大臣 井林 辰憲 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

日本トランスオーシャン航空株式会社からの
混雑空港運航許可申請について

令 8 第 9002 号

令和 8 年 9 月 9 日付け国空事第 512 号をもって諮問された上記の事
案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

日本トランスオーシャン航空株式会社からの申請に係る混雑空港（大阪国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、混雑空港である大阪国際空港を使用して国内定期航空運送事業を営営するため、本事案に係る申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、大阪国際空港－那覇空港の路線について、2026年冬期スケジュール期間（令和8年10月25日～令和9年3月27日。以下「冬ダイヤ」という。）から、ボーイング式737-800型機を使用し、1日に2往復の運航を行おうとするものである。

2. 混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営営しようとする本邦航空運送事業者は、航空法第107条の3第1項の規定により、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならない。

また、国土交通大臣は、当該許可をしようとするときは、同条第3項に基づき、次の基準によってこれをしなければならない。

- (1) 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること
- (2) 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等、当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること

3. 当審議会は、本事案の審議に当たり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて、申請理由等について確認するとともに検討を行った。なお、公聴会の開催の申出がなかったことから、公聴会は開催していない。

本事案の審議で確認した主な事項については、以下のとおりである。

- (1) 運航計画は、大阪国際空港の発着調整基準及び利用可能時間を充足しているとともに、同空港における運航、運送及び整備に必要な体制及び時間を確保している。加えて、那覇空港の利用可能時間を充足しているとともに、同空港における運航、運送及び整備に必要な体制及び時間を確保している。

よって、本事案に係る申請は、前述 2. (1) の基準を満たすものであることを確認した。

- (2) 大阪国際空港－那覇空港線では、現在、全日本空輸株式会社及び日本航空株式会社が運航を行っている。本事案に係る申請は、申請者が当該路線に新規参入することで競争の促進が図られるほか、当該路線の便数の増加により、利用者の選択肢が広がることで、利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものである。

また、所管局による大阪国際空港の冬ダイヤの運航計画に関する説明の聴取に加え、同空港就航路線の冬ダイヤ移行前後の路線図を比較すること等により、多様な輸送網が形成されることを確認した。

よって、本事案に係る申請は、前述 2. (2) の基準を満たすものであることを確認した。

4. 以上のように、本事案に係る申請は、その運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであるとともに、混雑空港を適切かつ合理的に使用するものである。そのため、本事案に係る申請について、航空法第 107 条の 3 第 3 項の許可基準に適合するものとして、同条第 1 項に基づき国土交通大臣が許可することは適当であると認める。